令和8年度の住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金にかかる
交付決定前の事前着手

石川県
令和8年4月1日施行

住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定により、令和8年度の交付決定前の事前着手（契約又は工事の着手）について次のとおり定め、令和8年4月1日から適用する。

記

（交付決定前の事前着手）

申請者は、やむを得ない理由により、県が補助金の交付を決定する前に事業に着手する必要がある場合には、着手前に、要綱第 5 条に定める交付申請と合わせて、その理由を記載した事前着手届を県に提出しなければならない。ただし、環境省から県に通知された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内示日以降（令和 8 年 4 月 1 日）の事業着手に限るものとする。